

2025 年 1 月 23 日
まちづくり課

真鶴港の指定管理者の決定について

令和 7（2025）年 4 月 1 日から下記施設の管理運営を行う指定管理者として、神奈川県より指定されましたので、お知らせします。

- 施 設 の 名 称 真鶴港
- 施設の所在地 足柄下郡真鶴町真鶴
- 指 定 の 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（4 年間）

※取材に関して ご希望される方は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先	
まちづくり課長 秋元 哲充	電話：0465-68-1131 内線 340



幸せをつくる真鶴時間